

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2024 年 4 月号 (Vol.14)

### アルゴリズムによる価格設定と競争法コンプライアンス／公取委、 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法 上の考え方」の改定案に対する意見募集を実施

#### I. アルゴリズムによる価格設定と

競争法コンプライアンス

#### II. 公取委、「グリーン社会の実現に向けた

事業者等の活動に関する独占禁止法上の

考え方」の改定案に対する意見募集を実施

森・濱田松本法律事務所

弁護士 高宮 雄介

TEL. 03 6266 8744

[yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)

弁護士 筑井 翔太

TEL. 03 6212 8394

[shota.tsukui@mhm-global.com](mailto:shota.tsukui@mhm-global.com)

弁護士 塩崎 耕平

TEL. 03 5293 4860

[kohei.shiozaki@mhm-global.com](mailto:kohei.shiozaki@mhm-global.com)

弁護士 朝岡 駿太郎

TEL. 03 5220 1901

[shuntaro.asaoka@mhm-global.com](mailto:shuntaro.asaoka@mhm-global.com)

弁護士 緒方 彰大

TEL. 03 5220 1912

[shota.ogata@mhm-global.com](mailto:shota.ogata@mhm-global.com)

#### I. アルゴリズムによる価格設定と競争法コンプライアンス

(高宮、塩崎、緒方)

##### 1. はじめに

2024 年 3 月 1 日、米国司法省と米国連邦取引委員会（以下「FTC」といいます。）は、互いに競争関係にある賃貸住宅の貸主<sup>1</sup>が価格設定アルゴリズムを用いて人為的に集合住宅の賃貸価格をつり上げることに違法に合意したことなどにより、シャーマン法 1 条（合衆国法典 15 編 1 節、日本における独占禁止法の規定のうち不当な取引制限の規定に相当する条項です。）に違反したとして提起されたクラスアクション訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）において、合衆国法に基づき、米国の利害に関する声明およびその内容を裁判所に通知する目的で、利害関係人として、アルゴリズムによる価格設定に関し Statement of Interest（以下「本件 SI」といいます。）<sup>2</sup>を提出しました。また、同日公開された、FTC のスタッフブログ<sup>3</sup>では、本件 SI が、価格を

<sup>1</sup> 「貸主」とは、本件 SI において、取引制限の結合または共謀に関与したとされる、訴状に記載されたすべての貸主を指すとされています。

<sup>2</sup> The U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission, [STATEMENT OF INTEREST OF THE UNITED STATES OF AMERICA](#), March 1, 2024.

<sup>3</sup> Hannah Garden-Monheit and Ken Merber, Price fixing by algorithm is still price fixing, March 1, 2024 [Price fixing by algorithm is still price fixing | Federal Trade Commission \(ftc.gov\)](#), last visited April 2, 2024

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

決定するためにアルゴリズムを使用している場合における独占禁止法遵守のための有用なガイドラインを提供するものであると述べると同時に、法律違反者がどのようなツールを使おうとも、米国司法省と米国連邦取引委員会が消費者と競争の側に立って警戒を絶やさないと宣言しています。

本稿では、こうした米国における直近の動きも踏まえ、事業活動においてアルゴリズムを利用して価格設定をする際の競争法上の論点と留意点について、関連する競争当局の動向も交えてご紹介します。

### 2. 米国における事例と FTC のスタッフブログ

上記のとおり、本件訴訟は、互いに競争関係にある賃貸住宅の貸主が価格設定アルゴリズムを用いて人為的に集合住宅の賃貸価格をつり上げることに違法に合意したことなどにより、シャーマン法 1 条に違反したとして提起されたクラスアクション訴訟です。より具体的には、全米の 18 の不動産管理会社がヤルディシステムズというソフトウェア会社の提供するソフトウェア「レントマキシマイザー」を使用して、それぞれの不動産管理会社において賃貸する物件の家賃を設定していたところ、ワシントン州シアトルに在住する賃借人らが、『不動産管理リズムを用いてなされたか、個人間の接触を通じて行われたかによって、法的評価に差が出るものではないこと、他の競争者が機微な情報をソフトウェアに入力していることを知り、それを期待して、自身も同じ行動に出ている場合には、シャーマン法 1 条の違反となることが主張されています。

本件 SI と同日に公開された、FTC のスタッフブログでは、本件 SI が言及されており、アルゴリズムを用いた価格設定について以下の二点を強調しています。

まず、①アルゴリズムを使用することの合意もまた「合意」であるということです。人間のエージェントを介して合意形成することがシャーマン法上違法である以上、アルゴリズムの使用について合意し、アルゴリズムによって価格が設定された場合も同様に違法になるべきであり、アルゴリズムの提供者が直接の競争者でないとしても、競争当事者同士で互いに同じソフトウェアを利用していることを知っているならば、その価格設定は違法であることが主張されています。

次に、②アルゴリズムに示された価格からの乖離があったとしても、そのことにより合意参加者が免責されるものではないということです。すなわち、仮にアルゴリズムは、価格を直接的に決定するのではなく、貸主に対して価格を推奨するにすぎない場合でも、それのみをもって合法となるとは限らず、アルゴリズムが初期開始価格を設定または推奨することが、たとえ共謀者が推奨された価格から逸脱した場合であっても、違法となる可能性があること、さらに、他の競争者を出し抜いてアルゴリズムに推薦された価格より低い価格を付したとしても、違法となる可能性は依然として残るとされています。

本件訴訟は、競争事業者間において合意や直接のコミュニケーションがある可能性

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

があり、下記3.のとおり、合意の監視や合意の実施手段としてアルゴリズムを利用する場合の類型に該当し得るものであることから、アルゴリズムを利用した価格協調被疑行為としては特段目新しいものとは言えないようにも思われます。もっとも、アルゴリズムを使用した実際の価格協調被疑行為自体が現時点では稀であり、かつそれに対して競争当局の関係者から考え方が示された例は少なく、注目に値するものと思われれます。

### 3. アルゴリズムを利用した価格協調行為の分類・競争法上の問題点

上記2.でご紹介した本件訴訟は、ハブとなる仲介者を介して各事業者の間で合意がなされる、いわゆる「ハブアンドスポーク型合意」に分類されるものと考えられますが、アルゴリズムによる協調的行為については、2017年6月に公表されたOECDの報告書「Algorithms and collusion Competition policy in the digital age<sup>4</sup>」（以下「OECD(2017)」といいます。）において、アルゴリズムが価格設定において果たす機能ごとに、4類型に分けた整理が行われており、日本の公正取引委員会の報告書<sup>5</sup>（以下「公取委報告書」といいます。）においても同様の整理に基づき検討がなされるなど、当該4類型は比較的一般的に受け入れられた分類と考えられています<sup>6</sup>。

OECD(2017)におけるアルゴリズムによる協調的行為の4分類は以下のとおりです。

#### (1) 合意の監視や合意の実施手段としてアルゴリズムを利用する場合

この類型には、アルゴリズムを競争事業者の価格を監視することに用いることによって、カルテルに関する合意の実行を容易にする行為が該当します。競争事業者間でカルテルに関する合意が別途なされていることが前提となり、合意の有無に関しては既存の独禁法上の考え方が適用されることとなります。この場合、アルゴリズムは、事前に競争事業者間で価格カルテルが行われていることを前提にその合意の実効性を確保する目的で用いられ、具体的には、アルゴリズムは他の競争事業者の価格などを自動的かつ継続的に監視する役割を担い、合意からの逸脱が判明した場合には速やかに報復がなされることが想定されます。

公取委報告書においても、「アルゴリズムの利用以前に、一定の行動をとることについて複数事業者間の合意が存在しているため、不当な取引制限となり得る。」とされています（23ページ）。

<sup>4</sup> <https://web-archival.org/2019-02-17/449397-Algorithms-and-collusion-competition-policy-in-the-digital-age.pdf>

<sup>5</sup> デジタル市場における競争政策に関する研究会、「[アルゴリズム/AIと競争政策](#)」令和3年3月

<sup>6</sup> アルゴリズムによる協調的行為の分類については、OECD(2017)の分類のほか、Ezrachi=Stuckeによる分類（Ariel Ezrachi / Maurice E. Stucke, 2016. "Virtual Competition". Harvard University Press. pp. 35-81）、その分類を若干修正した独仏報告書(2019)の分類などがあります。例えば、Ezrachi=Stuckeの分類は、アルゴリズムによる協調的行為を①メッセンジャー型、②ハブアンドスポーク型、③予測エージェント型、④自律機械型に分類しています（公取委報告書15ページ脚注29参照）。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## (2) アルゴリズムの並行利用により価格が同調する場合

この類型には、同一または類似した価格設定アルゴリズムが市場における複数の競争事業者によって用いられ、市場の状況の変動に応じて、当該アルゴリズムを用いている各事業者の価格設定が同一となりまたは類似することになる状況が該当します。競争事業者間での合意や直接のコミュニケーションは存在しませんが、同一または類似したアルゴリズムが一種のハブとして機能し、当該ハブを介して情報が提供されることにより、競争事業者間の価格が揃うこととなります（いわゆる「ハブアンドスポーク型合意」です）。

上記2.でご紹介した本件訴訟は、「ハブアンドスポーク型合意」に分類されるものと考えられ、OECD(2017)におけるアルゴリズムによる協調的行為の4分類のなかでは、アルゴリズムの並行利用により合意や直接のコミュニケーションがある可能性があり、その場合には、合意の監視や合意の実施手段としてアルゴリズムを利用する場合の類型（上記(1)の類型）に該当し得ると考えられます。

公取委報告書では、「複数の競争事業者が、同一のベンダーや事業者団体といった同一の第三者が提供する価格設定アルゴリズムを利用することによって相互に価格が同調することを認識しながら当該アルゴリズムを用いる場合や、価格設定アルゴリズムを提供するプラットフォーム事業者が全ての利用事業者の販売価格に同じ割引率の上限を課すことを利用事業者に周知し、利用事業者がそれを認識しながら利用する場合などは、利用事業者間において直接・間接の情報交換はない場合でも、利用事業者間で価格が同調することの共通の認識があると考えられる。そのような認識の上で当該アルゴリズムを利用している場合には、利用事業者による独立の価格設定とは評価できず、利用事業者間に意思の連絡が認められ、不当な取引制限として独占禁止法違反となり得ると考えられる」という見解が示されています(23ページ)。

## (3) シグナリングアルゴリズムを利用する場合

この類型には、競争事業者間で、ある事業者が価格に関する情報を発信し、他事業者がこれに呼応するという過程（シグナリング）がアルゴリズムを通じて行われることによって価格が形成される状況が該当します。競争事業者間でのカルテルに関する合意は存在せず、シグナリングが競争法上禁止される行為にあたるかどうかについては議論がある状況です。シグナリングは、競争事業者に先んじて値上げを実施するものであるため、シグナリングによって顧客を失うリスクがあり、このリスクを警戒して、事業者は頻繁にはシグナリングを行わないのが通常です。しかし、アルゴリズムを利用してシグナリングを行う場合、シグナルを送信し、それに対する競争事業者の反応の確認を高速かつ自動的に行えるため、顧客には判別されないように競争事業者のみにシグナルを送ることができ、競争事業者同士で価格協調がしやすくなるという特徴が指摘されています<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 公取委報告書 25 ページ参照

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

公取委報告書では、日本の独占禁止法における不当な取引制限に該当するかの要件の一つである「意思の連絡」が認められるかに関連し、個別事件の事情を総合的に考慮して判断する必要があるとしつつ、「値上げ情報の発信が、需要者には判別しにくい競争事業者には判別できるような態様で行われており、競争事業者がその発信に反応して同じように価格を引き上げているといった場合には、そのシグナリングは競争事業者に向けたものであり、それを通じて意思の連絡が形成されていることを推認する事実になり得ると考えられる」とされています（25 ページ）。

## (4) 自律学習アルゴリズムによる場合

この類型は、自律的に反復学習を行うアルゴリズムが、利用者からの個別具体的な指示によらず、市場の状況に応じて独立して価格に関する意思決定を行った結果、競争事業者間でカルテルが行われているのと同様の結果になる状況が該当します。競争事業者間でのカルテルに関する合意、ユーザーからの指示は存在しないという点が特徴です。このようなアルゴリズムは、自身の利益を最大化させるように価格設定をするため、各競争事業者がそれぞれ機械学習などを用いた場合、互いに競争的な価格を上回る価格に至るとされています。現時点では、実際の事例は少ないものの、この傾向を裏付けた実験についての論文も海外では存在しており<sup>8</sup>、今後アルゴリズムに関する技術開発の進展でこの類型の行為が実際に生じる可能性も否定できず、今後の動向に注目する必要があると思われます。実際、公取委報告書においても、「現時点では、経済分析によって示された結果が現実に生じるかが明らかではなく、現実の市場でも自己学習アルゴリズムが協調的行為をするのか、協調的行為をするとしてもどのようなプロセスを経るのかについて、議論の前提となる事例や経験の蓄積が十分ではない段階にある。そのため、自己学習アルゴリズム間の協調的行為については、まずはその実現可能性やその条件、技術の動向を注視していく必要がある。」とされています。

下表は、OECD(2017)におけるアルゴリズムによる協調的行為の 4 分類を、競争事業者間の合意の有無、アルゴリズムが協調行為に用いられ得ることに関する認識の有無、ユーザーによるアルゴリズムの意思決定過程の理解の有無という要素に着目して概括的に整理を試みたものとなります。

	競争事業者間の合意	アルゴリズムが協調行為に用いられ得ることに関する認識	ユーザーによるアルゴリズムの意思決定過程の理解
合意の監視や合意の実施手段としてアルゴリズムを利用する	○	○	○

<sup>8</sup> Calvano, Emilio, Giacomo Calzolari, Vincenzo Denicolò, and Sergio Pastorell, *Artificial Intelligence, Algorithmic Pricing, and Collusion*, *American Economic Review* 110 (10): 3267-97(2020).

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

場合			
アルゴリズムの並行利用により価格が同調する場合	×	○	○
シグナリングアルゴリズムを利用する場合	×	×	○
自律学習アルゴリズムを利用する場合	×	×	×

## 4. コンプライアンスバイデザインに基づくアルゴリズムの設計

競争当局がアルゴリズムによる価格協調的行為に対して効果的に執行するためには、アルゴリズムが実際にどのように動作して、協調的行為に至り、どのような影響が生じ得る（または生じた）のかを検証、分析するための実態調査が不可欠です。また、アルゴリズムの動作を調査することによって、アルゴリズムのうちのどの動作が競争を阻害するのか特定することができれば、そのようなアルゴリズムの設計を禁止することも選択肢の一つとなるほか、競争当局自身が、価格協調的な行為をする事業者の行動を調査、検知するアルゴリズムを開発することができれば、自由な競争環境の整備にもつながることが考えられます。

一方、複雑な機械学習や、深層学習モデルについては、アルゴリズムのロジックを知ることは難しいことが通例であり、調査を行うことができない可能性も十分想定されます。

これらの問題に対しては、「説明可能な AI」という技術概念の導入や、コンプライアンスバイデザインという考え方によって対応することが考えられます。説明可能な AI とは機械学習アルゴリズムによって出力された結果を利用者が理解し、信頼するための一連の手続と方法のことをいいます。説明可能であることは、AI の社会実装のためのハードルの一つと考えられており、専門家の間では、実際にどのように説明可能な AI モデルを構築するかが議論されています。コンプライアンスバイデザインとは技術開発をする企業が、リスクベースの考え方を採用し、製品開発途上段階から、効果的にリスク管理をする考え方のことをいい、設計段階からコンプライアンス・各種規制を考慮することで、完成後にそれらに対応することにより生じる損失を防止することができるという利点があります。昨年欧州議会で可決され、今年 4 月中の採択を目指す AI 規則<sup>9</sup>において採用されている考え方です。

現時点では、たとえば日本の公正取引委員会についてみると、2023 年においてデータサイエンティストが非管理職員全体に占める割合はわずか 0.1%にとどまるなど<sup>10</sup>、

<sup>9</sup> <https://www.europarl.europa.eu/topics/en/article/20230601STO93804/eu-ai-act-first-regulation-on-artificial-intelligence>

<sup>10</sup> GCR, Rating Enforcement 2023 Japan's fair Trade Commission, [Rating Enforcement - Global](#)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

アルゴリズムに関連する調査の実施にあたって十分な人的資源を有している競争当局は世界的に見ても多くない状況です<sup>11</sup>。もっとも、今後、アルゴリズム等の最新技術を利用した競争法違反被疑行為が生じる可能性があることを踏まえれば、各法域の競争当局が、アルゴリズムの機能について高度専門的な知見を有するデータサイエンティストなどの技術者を活用して積極的に執行活動を行う必要が生じることも十分想定されます。事業者においても、将来的には、コンプライアンスに配慮したアルゴリズム設計を視野に入れた検討が求められる可能性にも留意が必要と思われる。

### 5. まとめ

AI 技術は近年飛躍的發展を遂げており、それに伴ってアルゴリズムの性能も格段に向上しています。本稿では、アルゴリズムを利用した価格協調的行為に主に着目してご紹介しましたが、価格設定アルゴリズムがカルテル以外にも競争制限的に利用される場面は想定され、その一つに「パーソナライズドプライシング（価格差別）」が挙げられます。これは、電子商取引サイトなどで、個人の特性や行動に関する情報に基づいて、同じ商品・サービスについて、異なる消費者向けに異なる価格を提供する行為のことをいい、電子商取引サイトプラットフォームを運営する事業者の保有するデータを踏まえ、個別の消費者に対し、日常的に購入している商品や、閲覧回数が多い商品などについて、当該消費者のニーズが高いと判断して高めの価格が提示される可能性があると言われています。この場合、当該消費者は、パーソナライズドプライシングがなければより低い価格で当該商品・サービスを購入できた可能性があるため、消費者保護の観点等から問題になり得るものと考えられています<sup>12</sup>。

現在、生成 AI をはじめ、アルゴリズムをめぐる技術開発は加速的に進行しており、それに伴い競争法との関係での法的な問題が今後も生じてくることが予想されます。事業者としては、コンプライアンスを遵守して事業活動をする上で、関連技術の進展、国内外の立法動向、公正取引委員会をはじめとする各法域の競争当局の規制動向には絶えず注目しておくことが有益であると考えられます。

[Competition Review](#), last visited April 7, 2024.

<sup>11</sup> OECD, Algorithmic Competition OECD Competition Policy Roundtable Background Note, last visited April 7, 2024.

<sup>12</sup> パーソナライズドプライシングとも一定の関連性を有すると考えられる日本の規制として、たとえば、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」において、一定のデジタルプラットフォーム提供者に対して、その一般利用者（消費者等）に、当該デジタルプラットフォーム提供者が商品等購入データ（一般利用者による商品等に係る情報の検索若しくは閲覧又は商品等の購入に係るデータをいう。）を取得し、又は使用する場合における当該商品等購入データの内容及びその取得又は使用に関する条件」を開示することが要求されていることが挙げられます（5条2項2号口）。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## Ⅱ. 公取委、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定案に対する意見募集を実施

(高宮、筑井、朝岡)

## 1. はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、2024年2月15日、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）」（以下「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」を「グリーンガイドライン」といい、同日公表された改定案を「本改定案」といいます。）を公表し<sup>13</sup>、意見募集手続が2024年3月18日まで実施されました。当該手続で提出された意見を踏まえて、近日中に改定案の最終版が策定される予定です。

グリーンガイドラインについては、[2023年5月26日付「ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER Vol.4」](#)にて本改定案の公表以前のバージョンの概要を説明しておりますので、合わせてご参照ください。

本改定案は、従前の記載に加えて、共同の取組に関する判断枠組みの改定や共同の取組に関する考え方、脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方などが明確化されており、グリーン社会（脱炭素社会）の実現に積極的に取り組む事業者の皆様にとって、独占禁止法（以下「独禁法」といいます。）や競争法を遵守した形で事業を展開していくにあたり有益な記載が多く含まれています。

本稿では、本改定案に関し、同日付で公取委により公表された、「石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為に係る相談事例について」<sup>14</sup>における記載も踏まえつつ、本改定案の項目ごとの検討枠組み及び今後の実務における留意点をご紹介します。

## 2. 本改定案の公表の背景

政府は、2023年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2023」<sup>15</sup>及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」<sup>16</sup>を、同年11月には、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」<sup>17</sup>をそれぞれ閣議決定しており、事業者によるGXの取組環境整備に向けた独禁法上の課題への対応が方針として明示されております。

また、公取委は、グリーンガイドライン発出時に、その継続的な見直しを表明していたところ、本改定案では、グリーン社会の実現に向けた共同廃棄、共同調達等の取組といった事業者においても重大な関心事項となっている事柄についての独禁法上の考え方をより明確化しており、継続的な見直しの方向性に沿ったグリーンガイドラ

<sup>13</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215\\_publiccomment/240215\\_doc02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215_publiccomment/240215_doc02.pdf)

<sup>14</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215shunan.html/shunan.pdf>

<sup>15</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf)

<sup>16</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf)

<sup>17</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf)



## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

インの内容充実化に向けた試みと評価できます。

現在のグリーンガイドラインにおいては、独禁法上問題となる行為として想定例に該当するものであっても、追加的な事情によっては例外的に独禁法上問題とならない場合がある旨記載されている一方、本改定案においては、独禁法上問題となる行為に該当する行為について追加的な検討要素が種々存在する場合、そのことについて事業者等による説明がなされており、競争制限効果の解消が認められる場合には、それらの事実を踏まえたうえで適法性の判断を行うとの内容に変更されています。

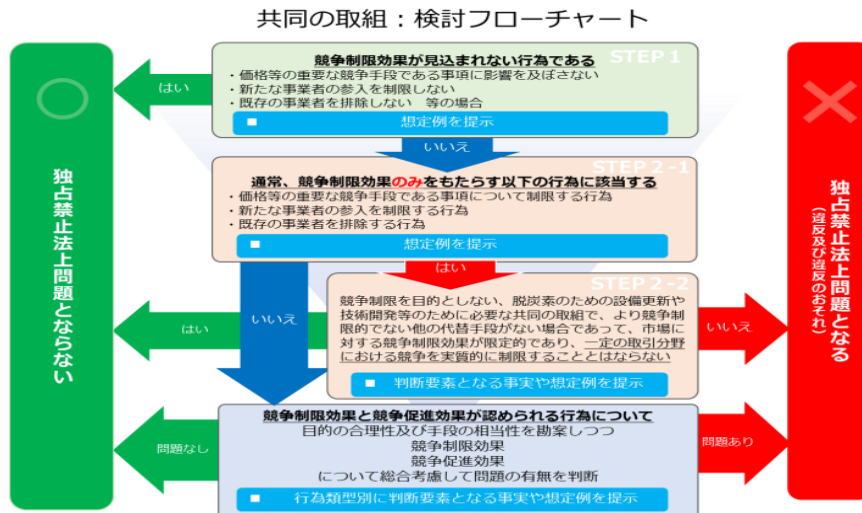
＜本改定における主な改定内容＞

- ✓ 共同の設備廃棄、共同調達等の取組に関する考え方の更なる明確化
- ✓ 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化
- ✓ 事業者ニーズを踏まえた想定例・解説等の追加

### 3. 共同の取組

#### (1) 総論

本改定案は、新たに事業者等が共同の取組を検討するにあたって、事業活動等に関する情報交換をすることが必要になる場合について、競争手段でない事項に関する情報交換の場合には独禁法上問題とならないことに加えて、競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が取られる場合には、独禁法上問題とならないことが明示されています。この点は、従来の独禁法の考え方を変更するものではありませんが、事業者らがグリーン社会実現に向けた事業活動を行ううえで必要となり得る情報交換の適法性に関する予測可能性を付与するという意義を有します。



(「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(改定案)」<sup>18</sup>の7ページより引用)

また、現在のグリーンガイドラインは、事業者や事業者団体によるグリーン社会

<sup>18</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215\\_publiccomment/240215\\_doc02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215_publiccomment/240215_doc02.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

実現に向けた自主基準の設定や共同研究開発等に関する判断枠組みが、下図のとおり変更されています。

従前の判断枠組みでは、競争制限行為のみをもたらす行為はすべて独禁法上問題となると整理されていましたが、本改定案は、競争制限効果のみをもたらす行為に該当する場合でも、「競争制限を目的としない脱炭素のための設備更新や技術開発等のために必要な共同の取組」について、「より競争制限的でない他の代替手段がない場合」かつ「市場に対する競争制限効果が限定的であり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない」場合、例外的に独禁法上問題とならないと整理する類型が新たに設けられています。

当該変更は、「一定の取引分野における競争の実質的制限が生じない」場合に独禁法上問題とならないという従来の考え方を変更するものではないものの、実務上は、競争を実質的に制限することとはならない場合にあたと解するにあたっての具体的な考慮要素が挙げられている点で、重要な明記といえます。

また、一時的に競争制限が生じる場合であっても、現実的により制限的でない他の代替的手段がない取組については、当該取組を行う事業者のその後の競争に影響がないといえるときには、競争制限効果が限定的であると認められる可能性があるとの記載もあります。そのため、脱炭素の取組のため競争制限効果が生じる行為を行う必要があった企業であっても、当該取組の推進可能性を示している点で、中長期的な目線から事業者等のカーボンニュートラルに向けた事業活動を後押しするものといえます。

公取委は、「一定の取引分野における競争の実質的制限」について、以下の要素を総合的に考慮して検討を行っていくとしています。

なお、適法性の判断にあたっては、現実の事業条件を前提とした上、「同等の脱炭素効果を有し、コストや人員等の要素を踏まえて実際に取りうる代替的手段との比較」によって判断されるとされており、実務上の参照価値も高いといえます。

- ✓ 共同の取組を行う事業者の市場シェアが小さく、有力な競争者が存在すること
- ✓ 海外の事業者の日本向け輸出への具体的な計画があることや、海外の有力な事業者が生産能力を増強しており、日本向けの輸出の開始や増加の可能性が高まっていること等の事情を踏まえ、海外からの輸入による競争圧力が認められること
- ✓ 参入が容易であり、共同の取組を行う事業者が商品の価格を引き上げた場合に、より低い価格で当該商品を販売することにより利益を上げようとする参入者が現れる蓋然性がある等、新規参入による競争圧力が認められること
- ✓ 共同の取組の対象となる商品と類似の効用を持つ商品の市場において活発な競争が行われている等、隣接市場からの競争圧力が認められること
- ✓ 需要者が、共同の取組を行う事業者に対して対抗的な交渉力を有している等、

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

需要者からの競争圧力が認められること

## (2) 具体例

以下では、共同の取組に関して本改定案の実務上注目すべきと思われる事例を取り上げます。

## ①情報発信（想定例 5）

## 《想定例》

商品 A の製造販売業者 X、Y 及び Z の 3 社は、それぞれ、商品 A の製造過程の転換を検討していた。商品 A は、製造過程を転換することで、当該過程における温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかになっている。一方で、商品 A の製造過程の転換には多額の設備投資が必要であり、かつ、製造に係るコストは大幅に上昇するものの、商品 A の需要者にとって使用上の価値が変わるものではないため、3 社は、上昇する製造に係るコストを販売価格へ転嫁した場合、需要者の理解が得られないのではないかという共通の懸念を有していた。そこで 3 社は、こうした共通の懸念についての対応を議論し、商品 A の需要者の理解を得るために、製造過程の転換の目的や効果に加え、製造に係るコストの大幅な上昇を取引先や消費者に周知し、事業者の窮状や現状を訴える内容を共同で情報発信することにした。

→独禁法上問題とならない

## 《ポイント》

- ✓ 温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、需要者にとって使用上の価値に直接変化が無い場合でも、品質の向上と評価できる場合があることが明示されています。
- ✓ 価格等の重要な競争手段である事項を制限する行為ではない場合には、独禁法上問題とはならないとされています。

## ②競争者との情報交換（想定例 14 及び想定例 15）

## 《想定例》

商品 A の製造販売業者 X、Y 及び Z の 3 社は、商品 A の製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、原材料の共同調達や製造工程の一部の共同化を検討していた。新しい生産設備の仕様等の検討にあたって、3 社は、各社の商品 A の生産数量や販売価格について、情報遮断措置を講じることなく、情報交換を行った。各社の人員等の状況から、情報遮断措置を採ることは不可能であることから、より競争制限的でない他の代替手段がない。商品 A の製造販売業者には他に有力な競争者である V 及び W が存在し、商品 A の需要者の購買力は強く、かつ、商品 A の隣接市場からの競争圧力が強い。

上記の場合には、3 社の情報交換により、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるとは認められない。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## →独禁法上問題とならない

## 《ポイント》

- ✓ 生産数量及び販売価格という重要な競争手段である事項について制限する行為であっても、行為の目的が温室効果ガス削減であり競争制限を目的としておらず、より競争制限的でない他の代替手段がない場合、独禁法上問題とならない場合があることが明示されています。
- ✓ 本想定例では、3社のほかに有力な競争者が存在していること、需要者からの競争圧力、隣接市場の競争圧力が強い等の事情により、市場に対する競争制限効果が限定的である点が挙げられています。
- ✓ 本想定例は、情報遮断措置を講じることが不可能である場合であっても他の要素を考慮して独禁法上問題とならないとの整理の余地があることが示されています。もっとも、情報遮断措置等が講じることができるにも関わらず情報遮断措置を講じていない場合、本想定例とは状況が異なることから、必ずしも独禁法上問題とならないとは言い切れないことには注意が必要です。

## (3) 石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為に係る相談事例の概要

公取委は、2024年2月15日、山口県周南市に所在する石油化学コンビナート（以下「周南コンビナート」といいます。）において石油化学製品等の製造販売を行っている5社から、周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為についての相談を受け、独禁法上問題が無い旨の回答を行ったと発表しました。<sup>19</sup>

相談の概要	回答の要旨
<p>5社は、周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けて以下の取組を共同して行うことを検討している。</p> <p>① 燃焼時に二酸化炭素の排出がないアンモニア等を燃料とする共同の発電設備等の設置及び利用等を行うこと</p> <p>② 製品の原材料である基礎化学品について、二酸化炭素の排出が少ない原材</p>	<p>○本件取組は、グリーン社会の実現に向けた取組である。</p> <p>○5社が周南コンビナートにおいて製造する製品の日本国内の製造販売市場における競争に与える影響について</p> <p>✓ 本件取組は、製品のコストに影響を与えるものではあるが、多くの製品について競合関係は無く競争制限効果は見込まれない。</p> <p>✓ 競合製品についても市場の地理的範囲が「日本全国」として画定でき、5社以外有力な事業者が存在し、当該製品の需要者からの競争圧力が認められる。</p> <p>⇒一定の取引分野における競争を実質的に制限</p>

<sup>19</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/feb/240215shunan.html>

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

<p>料を用いたバイオ基礎化学品等に転換するための原材料の共同購入等をする事</p> <p>③ 二酸化炭素の共同での回収、燃料・原材料への再利用又は貯留等をする事</p>	<p>しているとはいえない。</p> <p>○アンモニア等及びバイオマス等の共同購入によって、当該製品の購入市場における競争に与える影響</p> <p>✓ バイオ基礎化学品等の製造は、確立されていない技術であるため、将来的なアンモニア等及びバイオマス等の需要量と供給量は不明である。</p> <p>✓ アンモニア等及びバイオマス等は、世界的なカーボンニュートラルの動きによって需要及び供給が拡大される見込みであることから、今後、アンモニア等及びバイオマス等の購入市場の競争は活発になることが見込まれる。</p> <p>✓ 共同行為によって購入されることが想定されるアンモニア等及びバイオマス等の量は供給量に比して限定的である。</p> <p>⇒共同行為による競争制限効果が見込まれるものの、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じることはない。</p>
---	--

公取委は、本件取組への判断に際して、本改定案の枠組みを採用しているものと考えられます。

また、本事例は、公取委が、グリーン社会の実現に向けた取組について、独禁法上問題とならないという判断及びその理由を示したものであるところ、こうした情報の提供は、他の事業者が今後の同様取組を行うにあたっての予見可能性を提供するという意義も有します。

#### 4. 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化

本改定案においては、事業者等が、公取委に対して自らの取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について主張する場合、事業者等からの説明に加えて関係省庁からの情報提供がなされた場合における、公取委の判断方法について、以下のとおり記載されております。

- ✓ 当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

供がなされた場合には、これらを踏まえた判断を行う。

- ✓ 脱炭素効果に関して関係省庁からの情報提供がなされた場合、これに依拠して判断を行う。
- ✓ 脱炭素効果の算定方法として、温暖化対策推進法又はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく算定方法や、国際的な標準である GHG プロトコル、GX リーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン等が挙げられる。

これらの記載は、従来の判断枠組に影響を及ぼすものではないと考えられますが、現在のグリーンガイドラインにおいては、事業者等の脱炭素に向けた取組に対する具体的な評価方法・算定方法が示されていないことから、公取委への説明が容易では無く、その判断も予見可能性が欠けるとの指摘がなされていました。

本改定案は、こうした指摘を受けたものである可能性があり、脱炭素効果の測定方法が具体的に列記されていることから、実務上相応の意義を有するといえます。

また、公取委が、関係省庁から脱炭素効果に関する情報提供を受けた場合にこれに依拠した判断を行うとされていることから、新規事業の脱炭素効果について、関係省庁が、事業者による公取委への説明に際し、支援を行う場面も増えることが予想されます。

このように、本改定案のうち、脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化にかかる箇所は、事業者等が、関係省庁を巻き込むことによって、脱炭素の取組を含むビジネス戦略に向けて独禁法上の整理を行う道筋をたてやすくするための改定と言え、グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動を後押しする方向での意義がある改定と言えます。

## 5. 企業結合

### (1) 総論

本改定案では、企業結合審査における、一定の取引分野に関する考え方についても改定がなされています。

具体的には、温室効果ガス削減等に寄与する新商品と既存商品が区別されて一定の取引の分野を構成する場合において、既存商品の市場について、新規商品の市場における競争を促進する要素（あるいはその逆）として、隣接市場の競争圧力や需要者からの競争圧力として評価できる旨の追記がされています。

上記は「企業結合審査に関する独禁法の運用指針」<sup>20</sup>でも示されている考え方を踏襲するものであり、実質的な考え方の変更にはあたらないものの、新たに追加された想定例を加味すれば、既存商品における市場シェアが企業結合によって高まる場合であっても、新規商品の市場における事業活動について隣接市場としての競争圧

<sup>20</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin\\_files/200611shisin.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin_files/200611shisin.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

力として考慮したり、需要者からの競争圧力を考慮したりすることができるとの考え方が示されており、グリーン社会に向けた取組の一環としての側面を有する企業結合を検討している事業者にとって、参考となるものといえます。

参考になる事例として、令和4年主要企業結合事例集の第4<sup>21</sup>では、企業結合によりある製品の市場シェアが100%になる場合であっても、川下市場において他の製品に切り替えが進んでおり需要が減退していること等から、間接的に隣接市場からの競争圧力が働いているとして、独禁法上問題ないと判断された事例が公表されています。本改定案でも、想定例において当事会社の市場シェアが100%になる企業結合の場合であっても、独禁法上問題とならない場合があるとの記載がなされています。

本改定案の（想定例79）は、合算シェアが非常に高くなる事業者が誕生することとなる競争者間の企業結合に関し、競争を実質的に制限することとなる可能性があることを示唆した想定例であり、改定前のグリーンガイドラインにおいては想定例71として記載されていたものですが、本改定案において、中長期的に市場構造が変化し、需要者の考え方や消費者の選考の変化による事業の縮小が確実に見込まれる場合等、異なる状況や追加的事情が認められる場合には、競争を実質的に制限することとはならないとの判断もあり得る旨が明示的に追記されており、注目に値します。

### 6. おわりに

以上のとおり、本改定案では、従来の独禁法の考え方やグリーンガイドラインの考え方を大きく変更するものではないものの、想定例や考慮要素が追記されたことにより、事業者等がグリーン社会の実現に向けた新たな事業活動を行う際の予測可能性をより高めたとの評価が可能です。

グリーン社会の実現は今後の経済社会において重要な目標であり、事業戦略においてもかかる考慮が求められる場面がますます増えると考えられることから、グリーン社会の実現に向けた取組を行う事業者は、本改定案を踏まえたグリーンガイドラインの改正の動向及び将来的な見直しを含めたグリーンガイドラインをめぐる今後の政策等につき十分留意することが望まれます。

<sup>21</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/r4nendo\\_files/r4jirei04.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/jirei/r4nendo_files/r4jirei04.pdf)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## セミナー情報

- セミナー 『Quarterly Bay Area Antitrust Discussion: Lunar New Year Event – Antitrust Trends and Hot Topics in Asia』  
開催日時 2024年2月22日(木) 10:00~14:30 (Pacific Time)  
講師 高宮 雄介  
主催 Morgan Lewis 及び USC Gould School of Law
  
- セミナー 『2030年に向けた事業戦略を左右する独禁法・競争法トレンド』  
開催日時 2024年2月22日(木) 14:30~17:00  
講師 宇都宮 秀樹、高宮 雄介  
主催 レクシスネクシス・ジャパン株式会社、森・濱田松本法律事務所

## NEWS

- The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて高い評価を得ました  
The Legal 500 Asia Pacific 2024 にて当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners 又は Rising Stars の高い評価を得ました。さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナムにおいても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

## JAPAN

## 分野

Tier 1 宇都宮 秀樹

- ・ Leading Individuals

Antitrust and competition: 伊藤 憲二

- ・ Next Generation Partners

Antitrust and competition: 藤田 知也

- ・ Rising Stars

Antitrust and competition: 竹腰 沙織

- ニューヨークオフィス移転のお知らせ  
森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、この度、2024年1月24日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。



## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

<移転先>

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL : +1-646-255-1148 / FAX : +1-646-255-1149

➤ フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「当事務所」）とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu（以下「TNC」）は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNC は当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガル・サービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合弁事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアント

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

の皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。